

製品評価技術基盤機構の外部機関との連携ポリシー

令和4年10月1日

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）は、「くらしの安全と未来への挑戦を支え続ける」を基本理念として掲げ、国の法執行や政策実現を技術的な面から支援している。

2015年度から単年度の目標設定による行政執行法人に移行した後も、NITEの業務の公共的重要性をかんがみ、毎年度同じ業務を近視眼的・受動的に繰り返し行い続けることなく、常に中長期的な方向性を持ちつつ、戦略的に業務を行ってきた。

今般制定した「[第2期中期方針（2022年度～2026年度）](#)」では、NITEの業務の適切かつ効率的な運営を期するためには、経済産業省に限らず、各省庁、他の独立行政法人、産業界（事業者及びその団体等）、大学等学術研究機関、地方自治体が設立した公設試験研究機関、海外のNITEと同様の役割を担う機関等との連携関係をより強化して社会的課題に取り組んでいくことを記したところである。また、昨年度、NITEは全国にある支所・事業所を拠点として、ますます多様なステークホルダーとともに、製品や技術の社会実装の実現などの現在の社会的課題の解決につなげていく取り組みを、その総合力をより発揮するための「チームNITE」を設置して開始した。

本ポリシーは、そのような外部機関との連携の基本となる方針について、定めたものである。

1. 連携の目的の明確化と積極的な連携の実施

NITEは、連携の目的をその段階に応じて定め、NITEの強み・弱みを意識した体制の強化を積極的に図ることで、製品や技術の社会実装の実現などに取り組む。積極的な連携の手段として、共同研究・共同事業、受託または委託事業を推進することを前提とし、当該契約形態に加え、連携の早期立ち上げに必要な秘密保持契約（NDA¹）や導入検証（PoC²）契約などの多様な契約形態を活用する。また、NITEと同様の目的を持つ海外機関との国際的な連携を、引き続き進めていく。

他方、NITEの業務の公共的重要性をかんがみつつも、連携において民業を不要に妨げぬように配慮する。

2. 社会への還元

連携の成果は、原則、行政執行法人としてすみやかに社会に還元する。

その還元の形として、安全性や有用性等の評価技術を活用した社会・経済制度構築（標準化への取り組みを含む。）といった社会実装を推進するための提案や支援に留まらず、NITE講座やセミナーなど各種機会を通じて、また、育成プログラム等の運営や協力等によって産業人材を育

¹ Non-Disclosure Agreements の略

² Proof of Concept の略 「概念実証」、「実証実験」、「コンセプト検証」ともいう。

成する機会を創出することや、NITE が保有する技術、データ、施設等の産学による利用について、提案する。

3. 知的財産とデータマネジメント

NITE は、別途定めた「[知的財産ポリシー](#)」の遵守はもとより、良質かつ有用なデータの集積、そして産業界とのタイムリーな共用化を実現するために必要とされるデータのオーナーシップの整理などを含むデータマネジメントに必要な環境を整備する。

4. 戦略的な広報

NITE は、外部機関等との連携の立ち上がりにおいて、また、連携事業の成果の社会への還元、普及等を図るために、広報を戦略的に実施する。なお、実施にあたり、連携先外部機関におけるオープン&クローズ戦略、標準化への取り組み等に配慮する。

5. 社会的（説明）責任と情報公開

NITE は、外部機関との連携の際に、情報の取扱いや知的財産等権利の保護等において関係法令を遵守することはもちろんのこと、国家公務員法に基づく守秘義務や「[NITEの情報セキュリティポリシー及び関連規程](#)」に準じ、高い倫理性をもって連携活動における秘密情報を取扱う。さらに、組織として必要に応じて、外部機関等との間で秘密保持契約を締結することによって、さらなる信頼を確保する。

また、NITE は、連携事業における透明性を保持するためにも、利益相反・責務相反³マネジメントを徹底するとともに、理事長のトップマネジメントの下、行政執行法人として、連携の状況を毎年度確認し、原則、連携している外部機関のリストを情報公開することで、社会の信頼を得る。

6. 柔軟かつ迅速な対応が可能で、持続的な体制の整備

NITE は、連携事業がその目的に対して持続的なものとなるように、社会・経済制度構築等の先行調査又は研究等における外部資源の活用を含め、行政執行法人として柔軟かつ迅速に対応できる体制を検討する。また、連携においては、関係者と意見交換を行いながら、規模の小さいものでも失敗を恐れずに始めることを推奨する環境を整備する。

7. 人材育成

NITE は、外部機関との連携が双方の人材や組織の成長に資するものとなるよう、必要に応じて、人事交流や技術交流等必要な環境の整備を行う。

³ 「職務遂行責任」と「外部機関との連携における業務遂行責任」との衝突のこと